

◎開議の宣告

(午前10時32分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、朝日振興センター長並びに教育次長の欠席の届けがございました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

昨日の日程、報告第1号の中で、資料要求がございましたので、その資料が整いましたので、それを配付させていただきます。

総務課長。

[資料配付]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎平成28年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（齋藤邦夫君） それでは、日程第1、報告第2号 平成28年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） おはようございます。

それでは、報告第2号 平成28年度只見町繰越明許費繰越計算書をご報告申し上げます。

一般会計分ではありますが、下に表が記載してございます。左から、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額。そして左の財源内訳ということで記載がございまして、総務費の総務管理費、地域包括型スポーツパーク整備事業。金額220万円。翌年度繰越額220万円。財源は一般財源220万円。ということで、以下、それぞれの繰越明許費として対応させていただきましたもの記載がございましてご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって報告第2号 平成28年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎平成28年度只見町繰越明許費繰越計算書（介護保険事業特別会計）

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、報告第3号 平成28年度只見町繰越明許費繰越計算書（介護保険事業特別会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第3号 平成28年度只見町繰越明許費繰越計算書。介護保険事業特別会計分でございます。先ほどの一般会計分の繰越明許費の計算書と同様であります。左から、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、左の財源内訳ということでございます。総務費、総務管理費、介護保険システム改修事業費ということで48万6,000円繰越をさせていただきました。国庫支出金が22万円。一般財源が26万6,000円となっております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第3号 平成28年度只見町繰越明許費繰越計算書（介護保険事業特別会計）は報告済みとします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎平成28年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、報告第4号 平成28年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第4号 平成28年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）分のご説明を申し上げます。

明許繰越と似てはありますが、左から、款、そして項、事業名、支出負担行為額、左の内訳、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、左の財源内訳、説明ということになってございます。内容であります。款、総務費。項は総務管理費。事業名は地方創生加速化交付金事業であります。支出負担行為額であります。7億9,999万952円。支出負担行為の内訳、左の内訳であります。支出済額が7億9,885万6,952円。支出未済額が113万4,000円でございます。支出負担行為の予定額であります。事故繰越し分とし

まして113万4,000円。その額を翌年度に繰り越すということでございます。財源は一般財源でございます。説明であります、平成27年度予算を繰越し事業を実施したが、交流型観光推進施設整備のうち排水設備工事が積雪により年度内完了が困難となったための繰越しでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第4号 平成28年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）は報告済みとします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第53号 工事請負契約の締結について、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし、日程第4以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、同意第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第1、議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） それでは、議案第53号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結する。1番、契約の目的、林道施設災害復旧工事、黒谷線6号箇所であります。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、5,713万2,000円。4、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢口146、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、取締役南会津本社長、飯塚信であります。

本林道につきましては、平成23年新潟・福島豪雨により甚大な被害を受け、復旧に向け、鋭意、復旧工事を行ってまいりました。平成26年に新たな災害復旧事業の認定を受けまして、平成28年より5号箇所、災害復旧延長220メートルを施工中であります。その先の復旧現場、今般、契約議決をお願いしております6号箇所につきましても、災害復旧期間最終年度となること及び供用するため早期の完成を目指しております。この6号線なんです、倉谷集落から約7キロの地点で、工事延長は75メートルであります。この6号箇所を早急に完成させるためには、現在施工中の5号箇所と密接な関係がありまして、5号箇所の現場内を通過して敷材の搬入、工事期間内の総合施工での工程管理等、同一業者でなければ施工現場調整が不可能となります。このため地方自治法施行令の定めに合致することから、5号箇所の請負業者、南会西部コーポレーションと随意契約を行い、復旧工事の円滑な施工を図り、早期、年度内の完成を目指しておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これで説明は終わりましたが、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 今ほどの説明で、今年度、この6号箇所の工事で、一応、全線、当初の予定の災害は完了するわけですか。もう、これが最後の発注という意味でしょうか。また、さらにあるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 災害復旧工事で発注する分は今回が最後の予定であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 5号箇所は、私も現地行って大体わかるんですが、これ、6号箇所終わると、オオユ沢の入り口までは行けるってということになるんですか。その辺のこの6号箇所の場所がよくわからないんで、その辺、オオユの手前になるのか。オオユ沢までそのま

ま車で行けるようになるのか。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） オオユ沢の入り口までは、そこからまだあの、若干、6号箇所終わった後も距離がありまして、そこはあの、国有林の地内でありまして、国有林道になりますので、オオユ沢までは行けません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 行けませんで、じゃあ、その後はどのような形で、誰がやるのか。それであと道路は全然やらないのか。その辺の説明も丁寧にしていただきたいんですけど。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 大変申し訳ありませんでした。この先はあの、先ほど申し上げましたが、国有林道で共有林道になっております。国と今後、国で工事施工となる予定なんですけど、国ではなかなか難しいという話をされております。それであの、現在、電源開発さんでもゴムダムまでの間は、施工したい旨の話はありますが、まだ決定はしておりませんので、今後、電発さん、国と協議のうえ、この後のゴムダムまでの間につきましては方向性を探っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第53号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第2、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて。

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。記。住所、只見町大字小川字上村248番地。氏名、渡部等。生年月日、昭和31年9月15日。現在60歳でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき、無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場 閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、藤田力君、5番、中野大徳君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙 配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 尚、念のために申し上げますが、本件につきましては、賛成の方は賛

成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

3番、5番、お願いします。

〔投票箱 点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票箱、異常ありませんか。

○立会人 ありません。

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

立会人より、お願いいたします。

〔立会人 投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、1番議員から、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

藤田力君、中野大徳君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、立会人は自席に戻ってください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票ゼロ。有効投票のうち賛成投票 11 票。反対ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては原案の

とおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場 開放〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、陳情第29－5 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

経済文教常任委員長、2番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 本委員会に付託されました、下記案件の審査経過並びに結果について報告をいたします。

1、審査事件。陳情29－5 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書。福島県教職員組合、中央執行委員長、角田政志。福島県教職員組合南会津支部、支部長、古川晃。（1）審査経過。本事件は、平成29年6月会議において付託を受け、平成29年6月13日の委員会で審査した。（2）決定、採択。（3）理由。本事件は、国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求めるものであります。本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上り、福島県では、まだ約2万人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っております。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、就学・修学のためには長期的な支援がなくてはなりません。本町教育委員会の報告では、本町には対象になる子どもたちはいない事を確認しています。この陳情書は、地方から必要であるとの声を中央に届けることが重要と判断することから採択すべきものといたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第29-5は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議員の派遣について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、発委第2号 議員の派遣についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝義君。

6番、佐藤孝義君。

〔議会運営委員会委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤孝義君） 発委第2号 議員の派遣について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出します。

裏面をご覧いただきたいと思います。議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣することとする。1、南会津地方町村議会議員大会。（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、下郷町、下郷ふれあいセンター。（3）期間、平成29年7月6日の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員11名であります。2、八十里越地点開発期成同盟会総会。（1）目的、八十里越地点開発事業促進のため。（2）派遣場所、只見町、季の郷湯ら里。（3）期間、平成29年7月31日から8月1日の2日間。（4）派遣議員、只見町議会議員11名。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第2号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、発委第3号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝義君。

6番、佐藤孝義君。

〔議会運営委員会委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤孝義君） 発委第3号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

裏面をご覧いただきたいと思います。只見町議会委員会条例の一部を改正する条例。只見町議会委員会条例（昭和39年只見町条例第1号）の一部を次のように改正する。第29条を第30条譲渡する。第5章中第28条を第29条とする。第27条第3項中、第24条を第25条に、25条を26条に、26条を前条に改め、第4章中同条を第28条とする。第3章中第26条を第27条とし、第21条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。第2章中

第20条を21条とし、第13条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。第12条ただし書中第14条を第15条に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。第1章中第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置。第5条、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときには、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。2、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、当該議員及び議長を除く9名以内とする。附則。この条例は公布の日から施行する。提出の理由。1、標準町村議会委員会条例との整合性を図るために条例改正を行うものです。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第3号 只見町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君）　　ここでお諮りをいたします。

請願・陳情付託及び山岸国夫議員より、発議第4号 共謀罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正を廃止する意見書（案）。次に、経済文教常任委員長より、発委第4号 被災児童生徒就学支援事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5とし、審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　　ご異議なしと認めます。

よって、請願・陳情付託、発議第4号、発議第5号を日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5とし議題とすることに決定いたしました。

資料を配付させます。

〔資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎請願・陳情付託

○議長（齋藤邦夫君）　　追加日程第3、請願・陳情付託を議題といたします。

この請願については、議長を除く議員全員で構成する会津地方への自衛隊駐屯地誘致に係る陳情についての審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　　ご異議なしと認めます。

したがって、この請願は議長を除く議員全員で構成する会津地方への自衛隊駐屯地誘致に係る陳情についての審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

それでは、お諮りをいたします。

会津地方への自衛隊駐屯地誘致に係る陳情についての審査特別委員会の正副委員長は、委

員会条例第6条第2項の規定により、委員の中から互選するとありますので、委員会で互選をお願いいたします。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第7条第2項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、鈴木征委員に臨時委員長をお願いします。

会津地方への自衛隊駐屯地誘致に係る陳情についての審査特別委員会の場所は本会議場とします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、会津地方への自衛隊駐屯地誘致に係る陳情についての審査特別委員会、正副委員長選任のため、暫時、休議をいたします。

それでは、当局は、暫時、退席をお願いしたいと思います。

〔当局 退席〕

休憩 午前11時11分

再開 午前11時50分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

ただ今、特別委員会の正副委員長が選任されましたので議長より報告いたします。

委員長に佐藤孝義君、副委員長に酒井右一君。両名が選任されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎共謀罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を廃止する意見書（案）

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第4、発議第4号 共謀罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を廃止する意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

11番、山岸国夫君。

〔11番 山岸国夫君 登壇〕

○11番（山岸国夫君） 発議第4号 共謀罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を廃止する意見書（案）を提案いたします。

すでに皆さんもご承知のように、昨日、共謀罪の主旨を盛り込んだテロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法が参議院の総務委員会の採決を省略して、中間報告と呼ばれる形で異例の強硬的な可決、成立が図られました。この法律の廃止の意見書を今回提案するものでございます。

この案を読んで提案に代えたいと思います。

共謀罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を廃止する意見書（案）。

政府は、平成32年の東京オリンピックなどに対するテロ対策を理由として、共謀罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を今国会で強行成立された。政府は、テロ対策のためなどと説明していますが、日本はテロ防止のために13の国際条約を締結していますし、テロに繋がるような重大な犯罪については、それを未然に防ぐ国内法も整備されています。この法は、法律に関する行為を実行しなくとも話し合っただけで市民を処罰できる思想・言論処罰法であり、日本の法律の基本原則である既遂処罰を根本から否定するものです。犯罪が起こる前から捜査すれば、思想・良心・言論・表現の自由など基本的人権を犯すこととなります。そのため、共謀罪は過去3度にわたり国会に提出されながら、国民世論の大きな反対によって廃案となったところです。また、テロ等準備罪の対象とされる組織犯罪集団の定義は曖昧で、すでにある盗聴法などと一体で運用され、警察の判断で幅広い市民運動や騒動運動などが監視・弾圧の対象になる危険性はぬぐえません。これまでも、警察が違法な盗聴や監視などの不当な捜査を行っていたことを忘れるわけにはいきません。政府は、これまで特定機密保護法や安全保障関連法、盗聴の拡大など次々に行ってきました。そこに共謀罪を加えることにより、犯罪に関係のない国民の人権・プライバシーが侵されることに大きく道を開くこととなります。国民の様々な主権者としての活動や運動を抑え込み、モノ言えぬ監視・密告社会を作り出すことが強く危惧されます。共謀罪によって、メディア、地域社会、国民全てが委縮することになり、戦前の戦争するための国民弾圧立法となった治安維持法の再来となるものです。この法は日本国憲法の三大基本原則である国民主権・平和主義・基本的人権の尊重に反するものであり、日本の民主主義に大きな危険をもたらすものであることは明らかです。よって、政府は、下記事項について措置されるよ

う強く要請します。記。共謀罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を廃止すること。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

共謀罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を配する意見書（案）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第5、発委第4号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

2番、大塚純一郎君。

〔2番 大塚純一郎君 登壇〕

○2番（大塚純一郎君） 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいた

します。

裏面をご覧ください。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)。

東日本大震災から6年が経過しました。

〔朗読省略〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔ありません〕と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔ありません〕と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

会津地方への自衛隊駐屯地誘致に係る陳情についての審査特別委員会委員長より、委員会継続審査・調査申出が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6とし、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会継続審査・調査申出を日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることに決定しました。

追加議案を配付させます。

〔追加議案 配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎委員会継続審査・調査申出

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第6、委員会継続審査・調査申出を議題といたします。

会津地方への自衛隊駐屯地誘致に係る陳情についての審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、休会中の継続審査・調査について、別紙のとおり申し出がありました。これを認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会津地方への自衛隊駐屯地誘致に係る陳情についての審査特別委員会委員長からの申し出のとおり、休会中の継続審査・調査を認めることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長、議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、6月会議以降における正副議長、議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

6月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。



◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（菅家三雄君）　発言の許可をお許しいただきまして、ありがとうございます。

4日間に亘る6月会議、慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

すべての議案につきまして、ご採択をいただきました。誠にありがとうございます。

本来、6月会議は国保の税率が議論されるのが通例でございましたが、今年度は据え置きという形で対処することができました。しかし、国保制度の広域化というひとつの変化の中で、今後、具体的な方向性が示されてまいると思います。そういった方向性に対し、国保審議会及び議会の皆様方と十分協議をしながら対応してまいりたいと思います。

それと、一般質問、予算審議を通し、少子高齢化が進み、人口減少の流れの中で、定住対策、子育て支援、産業振興等の多岐にわたり、今後の取り組みの方向性について、議員各位より、ご提案・ご意見をいただきました。これを真摯に受け止め、職員と心を合わせて取り組んでまいりたいと思います。

これからの季節、暑くなってまいります。皆様方におかれましてはご自愛なされまして、ご活躍をされますことをご祈念申し上げまして挨拶といたします。

ありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君）　それではあの、6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の6月会議は4日間という期間でございましたが、慎重に審議をいただきまして、日程通り全て終了することができましたこと、誠にありがとうございました。

一般質問並びに議案審議の中で、各議員からいろいろなご意見が出されているところであ

りますけれども、やはり、地方自治体は二元代表制の指針を踏まえて、いわゆる当局の執行機関としての機能。そして、議会の議事機関、最高決定機関としての機能。そういったものを共に、当局並びに議会、議員、共に、お互いに尊重し合って、そして、円滑な町政運営ができますように、特に申し上げておきたいと思います。

当局におかれましては、今回出されましたいろいろな提案等々、留意されまして、町政発展のために今後とも努力されますことをお願いしたいと存じます。

議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなってまいります。健康には十分留意されまして、議会活動にご活躍をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

一言申し上げまして御礼のご挨拶とさせていただきます。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後 12 時 02 分）

